

## 2016年度KC's 通常総会シンポジウム

# 「新しい消費者被害回復制度を使いこなすために ～あなたならどうしますか？」

—新しい消費者被害回復制度を『模擬体験』で学びます—

今年10月から施行される「消費者被害回復訴訟制度」により、内閣総理大臣より認定を受けた「特定適格消費者団体」が、被害回復のための訴訟を提起することが可能になり、これまで難しかった消費者の被害回復ができるようになります。

「このようなケースでは、被害は回復できるの?」、「そういえば、あの事件の被害回復は可能なの?」・・・、いくつかの事例をもとに、新しい消費者被害回復制度で、回復できる被害について学びます。

さらに、思いがけず被害者になったあなたに、「被害回復制度にもとづく損害賠償請求を行いますか参加しますか?」という特定適格消費者団体からの「通知」が届きました。さて、あなたならどうしますか?.....。ひとりの消費者の立場から意見を出し合っただき、専門家のコメントも交えながら、新しい消費者被害回復制度を身近に感じていただきます。



### ■開催日時：2016年6月25日（土）14：50～17：00

※通常総会（13：30～14：30）の後、シンポジウムを開催いたします。  
※通常総会は、会員以外の方も参加可能ですので、ぜひご参加ください。

### ■開催会場：新大阪丸ビル別館 4-1 号室（大阪市東淀川区東中島 1-8-22）

※JR 新大阪駅東口より徒歩2分、地下鉄御堂筋線新大阪駅⑤出口より徒歩8分。

### ■開催内容（予定）：

テーマ「新しい消費者被害回復制度を使いこなすために～あなたならどうしますか？」  
—新しい消費者被害回復制度を『模擬体験』で学びます—  
コメント・解説：二之宮義人KC's常任理事(弁護士)

(1)グループディスカッション：「このようなケースでは、被害回復はできるの?」

事例提案：二之宮義人KC's常任理事(弁護士)

(2)模擬体験：「特定適格消費者団体から『通知』が届きました。さて、あなたならどうしますか?」

事例提案：島川勝KC's理事(弁護士)

### ■参加費：無料

■お申込み先：裏面の参加申込書に記入のうえ、6/23（木）必着でFAX送信下さい。...

※お問い合わせは、KC's事務局（電話：06-6945-0729）までお願いいたします。

## 【6. 25KC's 通常総会・シンポジウム会場案内】

### 新大阪丸ビル別館 4-1 号室 (大阪市東淀川区東中島 1-8-22)

※JR 新大阪駅東口より徒歩 2 分、地下鉄御堂筋線新大阪駅⑤出口より徒歩 8 分。



\*\*\*\*\*

### **6.25KC's 通常総会・シンポジウム参加申込書**

お名前	所属団体	参加する企画に○印を
		総会 ・ シンポジウム
		総会 ・ シンポジウム
		総会 ・ シンポジウム
		総会 ・ シンポジウム

◇記入者（お名前） \_\_\_\_\_ [ 賛助会員 ・ 非会員 ]

TEL. \_\_\_\_\_ FAX. \_\_\_\_\_

※記入された個人情報は、当日の受付実務以外には使用いたしません。

**FAX : 06-6945-0730**

**参加申込み締切 : 6/23 (木) 必着**